

国立大学法人東京農工大学大学院における第一種奨学金の返還免除候補者の推薦に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学院における第一種奨学金の返還免除候補者の推薦に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 国立大学法人東京農工大学大学院(以下「大学院」という。)における独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号。以下「法」という。)第16条に定める第一種奨学金(以下「奨学金」という。)の返還免除に係る候補者(以下「候補者」という。)の独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)への推薦については、法及びその他関係法令並びに機構が定める規程等によるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(申請手続き)</p> <p>第3条 奨学金の返還免除を受けようとする奨学生は、<u>様式1</u>の業績優秀者返還免除申請書(以下「申請書」という。)に、特に優れた業績を証明する資料及び大学院の成績証明書(以下「証明資料等」という。)を添付して、あらかじめ指導教員の推薦を受けた上で、所定の期日までに当該奨学生が所属する学府又は研究科の長(以下「学府長等」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(機構への推薦方法)</p> <p>第8条 学長は、委員会の議を経て候補者に順位を付し、申請書、証明資料等及び<u>様式2</u>の推薦理由書を添付して機構に推薦する。</p> <p>(様式1)</p> <p><u>業績優秀者返還免除申請書</u> [別紙参照]</p> <p>(様式2)</p> <p><u>推薦理由書</u> [別紙参照]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 国立大学法人東京農工大学大学院(以下「大学院」という。)における独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号。以下「法」という。)第16条に定める第一種奨学金(以下「奨学金」という。)の返還免除に係る候補者(以下「候補者」という。)の独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)への推薦については、法及びその他関係法令並びに機構が定める規程等によるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(申請手続き)</p> <p>第3条 奨学金の返還免除を受けようとする奨学生は、<u>機構が定める</u>業績優秀者返還免除申請書(以下「申請書」という。)に、特に優れた業績を証明する資料及び大学院の成績証明書(以下「証明資料等」という。)を添付して、あらかじめ指導教員の推薦を受けた上で、所定の期日までに当該奨学生が所属する学府又は研究科の長(以下「学府長等」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(機構への推薦方法)</p> <p>第8条 学長は、委員会の議を経て候補者に順位を付し、申請書、証明資料等及び<u>機構が定める</u>推薦理由書を添付して機構に推薦する。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	

附 則 (24 教規程第 43 号)

この規程は、平成 24 年 11 月 26 日から施行する。